



△道路行政に關係ある法律、命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す。

△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む。

場合に於て（即ち完成なる結果に對し）其の報酬を支拂へば足るのである、故に工事中暴風又は大雷雨等所謂不可抗力に因る事故の爲、仕事に手戻りを來す等損害を蒙ることあるも、道路管理者は之に對して補償の責を負ふべきではない。

次に工事材料を管理者が供給する場合、請負人に何等過失なく、事變に因リ其の材料が滅失せる場合に於ては、請負人に於て新なる材料を供するものとする特約ある場合の外請負人に於て當然之を供する義務ありと云ふを得ないから、右の如き特約なき場合に於ては、請負人は管理者が供する新なる材料を以て仕事を完成する義務を負ふに止まるものと云ふべきである。（藤村藤治）

質疑應答

問 道路工事施行に際し不可抗力の災害の爲に受けし損害に對し、請負人は損害補償を道路管理者に請求し得るや。

又管理者が供給したる工事材料が事變に因り滅失したる場合は如何。（研究生）

答 請負は當事者の一方（請負人）が相手方（注文者）に對して或る仕事を完成することを約し、相手方が之に對し報酬を與ふることを約する契約であつて、註文者は請負人が仕事を完成したる

（判例）

行政判例

（收用審査會の裁決に對する不服の訴、昭和二年六月一號昭和八年三月三十日宣告）

○借用土地に付賃借權を有せざる者を借地權者たる關係人として爲せる裁決

○借地權を有せざる者を借地權者たる關係人として、同人に對して或る仕事を完成することを約し、相手方が之に對し報酬を與ふることを約する契約であつて、註文者は請負人が仕事を完成したる